

平成30年度

札幌市計画相談支援・地域相談支援に関する  
Q & A vol.2

平成30年8月20日

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

◎凡例(このQ&Aで使用される、規則、省令、通知等の略称について)

【計画相談支援・地域相談支援共通】

略称	正式名称
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令代19号)
留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
充実・強化通知	計画相談支援等に係る平成30年度報酬改定の内容等及び地域相談支援体制の充実・強化に向けた取組について(平成30年3月30日障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)
国Q&A	平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A ※他の年度に出されたQ&Aについては「●●年度国Q&A」と表記します。

【計画相談支援】

略称	正式名称
(計)基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)
(計)報酬告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第125号)
(計)基準告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第180号)
(計)解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第22号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

【地域相談支援】

略称	正式名称
(地)基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)
(地)報酬告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第124号)
(地)解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第21号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

※報酬請求の際にはこの札幌市計画相談支援に関するQ&A(「札幌市Q&A」)の他、上記省令等を必ずご確認ください。凡例にないものについては、正式名称を掲載します。

★上記規則、省令等の掲載ページ

○札幌市のホームページのアドレス

・平成30年度法改正、報酬改定に関すること

[http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/h30\\_kaisei.html](http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/h30_kaisei.html)

・相談支援等に関する札幌市からの通知等

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/sodanshien.html>

○厚生労働省のホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214.html>

## 【計画相談支援】

質問No	分類	質問	回答	参考	備考
1	加算	[特定事業所加算について] サービス利用支援と継続サービス利用支援を同じ月に行い、両方が算定できる場合、特定事業所加算はそれぞれに算定できるのか。	同一の月にサービス利用支援と継続サービス利用支援を行い、両方が算定できる場合は、留意事項通知で、「指定サービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための指定継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及びサービス利用支援費の両方を算定できるものとする。」とあります。 札幌市の場合は、計画相談支援の支給決定日が当月の1日等で毎月モニタリングを行い、同月に最初のモニタリングを行う場合等が想定されます。 このように、同一月に行ったサービス利用支援及び継続サービス利用支援両方を算定できる場合には、それぞれに特定事業加算を算定できます。	・留意事項通知第四の1の(7) ・札幌市指定特定(障害児)相談支援事業者用マニュアル	
2	加算	[特定事業所加算について] 特定事業所加算を算定する要件の中に「基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること」とあるが、基幹相談支援センター以外にどのような機関が実施する事例検討会が考えられるか。	・札幌市自立支援協議会相談支援部会 ・札幌市自立支援協議会地域部会 ・札幌市障がい者相談支援事業を受託している相談支援事業所(委託相談支援事業所) などが実施する事例検討会が考えられます。	・(計)基準告示二 ・平成29年度国、相談支援に関するQ&A 問66	
3	加算	[入院時情報連携加算と退院・退所加算の併給] 利用者が入院し、同じ月に退院した場合、入院時情報連携加算と退院・退所加算の両方を算定できるか。	入院時情報連携加算は病院等に入院する計画相談支援対象者の情報を提供した場合に月1回を限度として算定できません。また、退院・退所加算については当該施設の職員と面談を行い対象者について必要な情報を得た上で、サービス等利用計画を作成する場合に算定できます。この2つの加算は併給不可能ではありません。 よって、それぞれの加算算定の要件を満たせば、同一月内に入院し退院した場合はどちらも算定可能と考えます。	・(計)報酬告示別表5、6 ・留意事項通知第四の6、7	
4	加算	[退院・退所加算] 退院・退所加算は転院の場合も算定できるか。	退院・退所加算は、病院に入院しているか、障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、生活保護法の救護施設、更生施設等に入所していた計画相談支援対象者が退所する場合、 ・病院や施設の職員と面談を行い ・必要な情報提供を受け ・サービス等利用計画を作成し ・障害福祉サービス等の調整を行った  場合に算定できます。退院・退所後のサービスの調整も行うことが含まれていますから、転院では該当しないと考えます。	・(計)報酬告示別表6 ・留意事項通知第四の7	

質問No	分類	質問	回答	参考	備考
5	加算	[居宅介護事業所連携加算] 居宅介護事業所連携加算は、同じ敷地内にある同じ法人が運営する相談支援事業所から指定居宅介護支援又は指定居宅介護予防支援(以下「指定居宅介護支援等」という。)の事業所に情報提供した場合にも加算の対象となるか。	計画相談支援の利用者について指定居宅介護支援等に必要情報を提供し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画を作成した場合に算定できますが、当該相談支援事業所と指定居宅介護支援等を一体的に運営している場合は除かれます。 同一敷地内で同一法人が運営する複数の事業所は一体的に運営しているとみなされるため、ご質問の例では加算の対象外です。	(計)報酬告示別表7	
6	加算	[体制整備加算について] 行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算を算定する場合、その障がい特性の障がい者から利用の申込が合った場合拒めないとなっている。このような障がい者から利用申請があった場合、札幌市内全域から受けなければならないのか。委託支援事業所の場合、地域での役割分担に責任があるので、委託業務に支障を来たすおそれがあると思うが。	行行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算(以下「体制整備加算」という)を算定している事業所は、「利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められない」ものです。 一方、委託相談支援事業所は、体制整備加算を取得していないとしても、緊急性のあるものや困難なものは積極的かつ真摯に引き受ける等、地域での役割分担に責任を持つものであり、事業所間の相談受け入れ調整を業務として行うことができるよう定めています。 したがって、他区等に在住の障がい者から利用申請があった場合、その障がい者が在住する地域の委託相談支援事業所又は体制整備加算を算定している他の相談支援事業所に円滑に引き継ぐ等の調整を行うことは差し支えありません。	・留意事項通知第四の12～14 ・札幌市障がい者相談支援事業実施要綱	

【地域相談支援】

質問No	分類	質問	回答	参考	備考
7	地域移行	[地域移行支援サービス費(I)について] 留意事項通知、第三の1の(1)①(一)に地域移行支援サービス費(I)が算定できる事業所の具体的要件が示されているが、これはア～ウすべてを満たす場合に算定できるということか。	留意事項通知のとおり、地域移行支援サービス費(I)の算定要件は以下のア～ウ全てを満たす場合に算定できます。 ア 社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は厚生労働省の通知(※)に規定する精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を1人以上配置していること。 イ 当該事業所において、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、(地)基準省令に規定する施設(以下「対象施設」という。)を退院、退所等し、地域生活に移行した者が1人以上であること。 ウ 対象施設と緊密な連携を図り、地域相談支援給付決定障害者の退院、退所等に向けた会議への参加や地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介、地域移行など同様の経験のある障害当事者(ピアサポーター等)による意欲喚起のための活動等を、いずれかの対象施設に対し、概ね月1回以上行っていること。	・(地)報酬告示別表1の1 ・留意事項通知第三の1の(1) ・(地)基準省令第1条第1項第2号～第4号 ・国Q&Avol1 問93  ※「精神障害関係従事者養成研修事業について平成26年3月31日付け障発0331第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)別添2の3の(2)のイ	
8	地域移行	[宿泊体験加算について] 地域相談支援の利用者が、グループホームで宿泊体験をする場合、地域移行支援の「宿泊体験加算」とグループホームの「共同生活援助サービス費(IV)」「又は「外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)」の両方を算定できるのか	利用者が、単身の生活を希望しており、グループホームのサービスではなく、グループホームの居室を活用して体験的な宿泊支援を提供した場合には、地域移行支援の「体験宿泊加算」を算定します(この場合、相談支援事業者とグループホームの事業者の間で委託契約が必要になります)。また、利用者がグループホームへの入居を希望している場合、指定共同生活援助の支給決定を受けた後、体験的に指定共同生活援助の提供を受けた場合には、共同生活援助の事業者が「共同生活援助サービス費(IV)」「又は「外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V)」を算定します。両方の併給はできません。	・(地)報酬告示別表第1の5 ・平成27年度国Q&Avol1 問58 ・留意事項通知第二の3(8)①(二) ・留意事項通知第三の1(6) ・(地)基準省令第23条	
9	地域定着	一般就労をしており、他に障害福祉サービスを利用していない障がい者に対して地域定着支援を行うことは可能か。	一般就労の有無にかかわらず、地域定着支援の要件に該当するかが判断根拠になります。 「札幌市指定一般事業者用マニュアル」では、 1 障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者 2 居宅において家族との同居から1人暮らしに移行した者 3 認定調査項目「2-10日常の意思決定」が「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」に該当し、地域生活が不安定な者  です。 要件に該当する可能性がある場合には、各区担当者にご相談ください。	札幌市指定一般相談支援(地域移行支援・地域定着支援)事業者用マニュアル	